

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

# 関西労災職業病 11月号

(通巻79号)

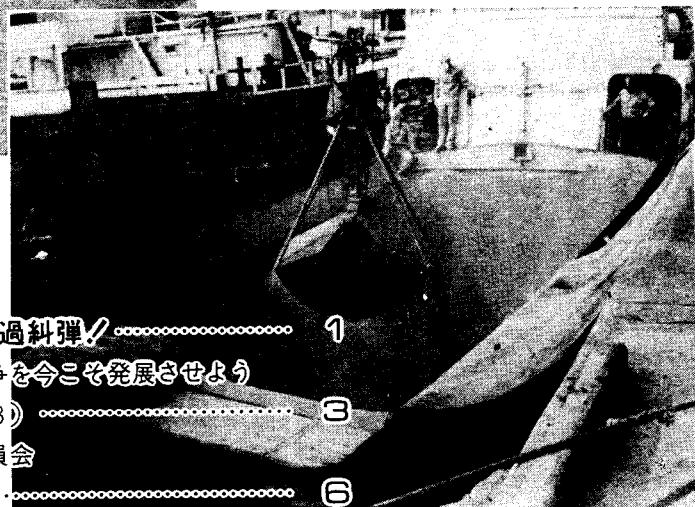
関西労働者安全センター 1980.11.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円



- **主張 改悪法案-『調整条項』国会通過糾弾!** ..... 1  
——権利闘争としての労職闘争を今こそ発展させよう
- **シリーズ/障壁を乗り越えて(その3)** ..... 3  
☆全港湾大阪支部安全衛生委員会
- **前線から(ニュース)** ..... 6
- **年末カンパへの御協力のお願い** ..... 14

# 主張

## 格和闘争としての労働闘争を今こそ発展せよ！

改悪法案「調整条例項」国会通過糾弾！

### 調整条例項—改悪法案

### 「六党合意」修正で成立

十一月六日夜、労災保険法と民事

損害賠償の調整を主内容とする改悪  
労災保険法案は、労働省前に抗議の  
ため座り込み闘争を続けている全国  
の被災者・労働者をしり目に、参議  
院社会労働委員会で全くの形式的手  
る」ということで、これまでの慣例  
を法文化したということに留まり、  
修正を勝ち取るという程の内容もな  
し、政府一労働省の意図が全面的に  
通ったということで、敗北と総括せ  
ざるを得ない。

がり、三・三〇全国集会を皮切りに  
波状的な行動を組み、大詰めの段階  
では一〇・二七全国集会、十一・四  
・一の労働省前座り込みと不退転の  
決意で成立阻止を要求した。また関  
西では労災関係は言うに及ばず、公  
害・薬害・医療疲害の被災者団体を  
含め関西緊急連を結成し、四・二七、

### 改悪法案の位置付け 不充分な労働組合

被災労働者自身は、改悪法案成立  
絶対阻止の立場で、これまでにない  
激しい闘いを開いた。じん肺せ  
き・脛損傷・クロムなどの被災者団体  
は、労災保険法改悪に反対する全国  
連絡会議を結成し反対闘争に起ち上  
る修正の内容は「具体的な調整基準  
については労災保険審議会の議を経  
改悪法案は成立したのである。

修正の内容は「具体的な調整基準  
については労災保険審議会の議を経  
ため座り込み闘争をしり目に、参議  
院社会労働委員会で全くの形式的手  
る」ということで、これまでの慣例  
を法文化したということに留まり、  
修正を勝ち取るという程の内容もな  
し、政府一労働省の意図が全面的に  
通ったということで、敗北と総括せ  
ざるを得ない。

十一月六日夜、労災保険法と民事  
損害賠償の調整を主内容とする改悪  
労災保険法案は、労働省前に抗議の  
ため座り込み闘争を続けている全国  
の被災者・労働者をしり目に、参議  
院社会労働委員会で全くの形式的手  
る」ということで、これまでの慣例  
を法文化したということに留まり、  
修正を勝ち取るという程の内容もな  
し、政府一労働省の意図が全面的に  
通ったところで、敗北と総括せ  
ざるを得ない。

機意識が高まつたことの反映でもある。

しかし、朝日新聞でも解説していいたように、総評を中心とする労働組合が、この改悪問題を被災者の問題、少数者の問題と位置付け、労組はこれをどれだけ「支援」するのかといふ立場が強く、労働者全体にかけられた攻撃としては充分に理解されなかつたきらいがある。もちろん全港湾など民間単産や、大阪総評等、明確に反対する立場もあつたが、大わくとして労働組合への当面の悪影響を避けるという観点での対応が強かつたと思われる。

社会党が、改悪反対という立場を持ちながらも、国会内での力関係から、最初から絶対阻止の方針を打ち出せず、「企業内上積補償は対象外」とか「支給停止の上限を設ける」等の口約束と引きかえに自民党の共同修正に応じたのも、これら労働組合の姿勢に大いに関連していると思われる。更に労働戦線統一問題などによる、資本と利害を一にする同盟系

労組の足引っぱりという問題は言うまでもない。

## 権利闘争としての労職闘争の前進を

労働組合が改悪問題を、労働者の基本権利に対する重大なる侵害行為として充分に受け留められなかつたのは、やはり労災・職業病闘争が権利闘争として充分に職場に浸透していない反映であろう。単に発生した被災者の救済問題として労職闘争をとらえるのではなく、安全に健康に労働する権利を勝ち取るという立場から、最初から絶対阻止の方針を打ち出せばならない。関西経協など財界の運動を今後強力に推し進めていきねばならない。

一方資本側は、労災問題については極めて階級的総合的に対応している。それは被災者の待遇を多少はよくしても、労働者・被災者の闘争の武器を取りあげる戦略であることを、しつかりと見抜いた対応でなくてはならない。

## 闘争の成果を

「六党修正案」という歯切れの悪い状況となつたことに、反対運動の決定的弱さがあることは否定できないが、この間の闘いの中で極めて多くの成果があつたことも事実である。それは何よりも労災被災者が自らの課題として改悪法案と対決し、先頭になつて闘い抜いたことである。

そして運動が強力であつた地域に於いては、労働組合との積極的な共同行動が展開されたことである。大阪総評主催の一〇一八集会は、その意味でも極めて有意義であった。

第二には、これまで相互に協力關係の薄かつた労災被災者団体間及び薬害・公害等の被災者団体との交流共闘が飛躍的に前進したことである。

改悪法は成立したが、闘いの中で産まれた力をどれだけ生かし、発展させることができるかが、今後の闘いの最も重要な課題である。

シリーズ

# 障壁を乗り越えて

被災者の

職場(社会)復帰闘争

の前進のために(その3)

被災しても労働者としての  
魂を失うな

全港湾大阪支部  
安全衛生委員会

被災後故郷へ――

引っ越しした

△組合員の例――

私の職場では、一九七五年五月A組合員、五一歳当時支部執行委員であり、組合長も兼任していた。荷役中トラックから飛び降りて、右足のかかとをネンザしたが、(現認者)不明であった。二、三日を経てから、支部の三役が来て、会社に労災認定の申請を求める抗議をした。当時副会長であり、支部安全副部長を兼任していた私も同席上に呼ばれたが、本人からの話も、またその他の連絡もなく、その事故については、初めて聞かされて何にも分からぬまま、

組合集会にも報告せず申請した。  
以後監督署認定交渉の中で、組合全体から批判の声があがりました。(実情はトラックから飛び降りた事故でなく、車の荷台から転落がその理由である。またトラックから飛び降りた場合通常足首のネンザが当然だ等々。グレンの運転手がトラックに乗るという事も考えられない)と/or> いう批判が出た。私も種々医師の診断書に基いて、かかとにある軟骨骨髄炎である事を知りました。申請後一ヶ月で労災認定がおりました。

私は認定交渉には参加しませんでしたが、支部三役は、三または四回監督署で認定交渉したそうです。

その後Aは入院一ヶ月程して、あとは自宅より通院治療を三ヶ月し、家族ぐるみ故郷へ寄留先の籍も同時に

に移した。私もその事は、あとで分かつた事です。組合としては、何度も組合へ来る要請したが、Aは休業中三年間その要請に応じなかつた。風説によると故郷に新築の家を建て過ごしていた実情を知り、組合も全体会議の中で討議して、Aに対し最後の通告をした。一九七八年頃、Aは通告を受けて組合に出て來た。

組合としては、Aに対し、その間の反省を強く求めた。その内要は、一、家族ぐるみ引越した移転先より、大阪へ引き返す時。二、籍も同様、大阪へ入籍するよう要請した。Aは組合の要請に従い実行し、職場に再復帰したが、一九八〇年一〇月一五日倉庫で作業中、再度ネンザしたという事で（現認不明）一ヶ月弱の労災休業した。ネンザ箇所は前回同様、軟骨骨髄炎の再発と診断されている。現在も治療中であります。我々の組合では、労災保険給付で八〇%、企業補償二〇%、計一〇〇%で、実際には健康で働いている者より一二〇%程度の収入となります。

## (B組合員の例)―― 毎週職場に来ての交流が お互い信頼を勝ち取る――

次の例としては、これも私の職場にある組合員の事であります。一九七七年十一月頃、B組合員當時五一歳が日常活動中、腰痛を訴え出勤したり、欠勤したりで、二ヶ月全作業に従事しておりましたが、Bの要請で労災認定を依頼してきた。

Bは毎週一度はつえをつきながら昼休みには職場で懇談して帰ります。これが本当の協同作業に従事する労働者として、相互の連帯感を深めております。労働組合としても、真実の労働者に対しては、停年後守つてやる事が使命であると思います。

当時私は組合長であり、支部安全副部長を兼任、現在も組合活動に専念しております。私は、全体を中心として考え、組合集会にかけ討議し、満場一致でBの労災認定闘争に取り組む様決定しました。もちろん支部安全委員会でもその取組みに決定されました。

その後、支部安全委員会の中で監督署と長期にわたり、労災認定を苦勞の末、勝ち取る事ができました。

10

月

新聞記事が

10 . 2	愛知県で倉庫爆発、有毒ガス発生	10 . 14	医療法人十全会の「薬づけ」も問題化
10 . 3	環境庁長官が新幹線騒音の暫定基準達成を国鉄総裁に要望	10 . 16	栃木県で漏れた放射線源コバルト60の汚染水が川に流出
10 . 4	アセスメント条例案を都議会が可決	10 . 16	人体被ばく初の判断を巡る岩佐訴訟が結審
10 . 6	人形峠のウラン濃縮工場で本格運転開始	10 . 20	乳児の薬物ショック死の損害賠償を求める裁判で医師が逆転勝訴
10 . 6	昭和重機が大阪地裁に会社更生法適用申請	10 . 22	筋短縮症大阪訴訟の原告団が地裁に提訴
10 . 8	堺のタクシー会社が労組なしでスト、団交の結果、会社側の労働条件変更を撤回	10 . 25	大阪地裁でビル管理人のPCB誤認化事件が認定される
10 . 10	西名阪道路高架の超低周波訴訟原告団が、奈良地裁に訴状提出	10 . 25	IAEA国際会議が原発推進を宣言
10 . 11	関電料金不払い市民の仮処分申請却下	10 . 26	国の審査会が水俣病の三人認定——入棄却
10 . 13	四七人の入院患者を抱えて大和病院倒産	10 . 26	海洋投棄反対を唱えて反原発国民集会
10 . 14	伊方原発訴訟控訴審で住民側の証人採用	10 . 27	東海村の精製工場で放射能汚染
10 . 14	長崎市の爆心地近く八倍のプルトニウムが検出される	10 . 27	和歌山県日高町で原発建設に反対する住民集会
10 . 14	奇形児出生産疑いのズオギノンが西独で生産中止	10 . 29	帰化した元韓国人女性に対する年金支給差し
10 . 14	愛知県波止浜工場ドックでタンカーが出火し、消火ガスで二人酸欠死	10 . 29	別訴訟に棄却の判決
10 . 14	伊達火電訴訟で環境権認められず敗訴		経団連がアセス法制化の十年延期要請

# 前編から

堺

## ゼネ石油下請労働者の脳卒中死 原因はSDとNPO-7認定

十一月初旬

界労働基準監督署はゼネ石油の孫請会社

玄海工業の従業員であった北川政春氏の

脳卒中死亡について、正式に労災認定を行つた。

い状況にあると主張してき

たが、労基署側の説明に拠れば「病気上りで体力が充

ており、我々の主張がほぼ

できる」とし

全面的に認められたといえ

る。

分でないところ

出勤が重な

つたので、労

災として認定

のから安全衛生についての

取り組みを強めてきたが、

この闘争の勝利によつて、

下請労働者の問題を含め、

更に取り組みが進むことが

期待される。

大阪中央

## フィルム編集労働者の脳卒中審査の一時凍結から反撃へ

日放労闘西支部

行つた。

これまでにも述べてきた

精労組及び安全センターでは共同意見書を作成し、発

症の原因がゼネ石油のSD(定期修理)に伴う長時間労

働・労働密度増大・七週間連続出勤など休みもこれな

阪支部は、大阪労災保険審査官に対して、昨年八月に脳卒中で死亡した野呂氏の業務上外の審査を一時凍結するよう申し入れ、審査会もこれを諒承した。

故野呂氏はNHK大阪に於いてファイルム編集に携る

ある。

労働者であり、主にスポーツ関係のニュースを担当しているが、昨年夏、高校野球(甲子園)の決勝戦のニュース編集を終え、他地方の三月業務外認定となつた。その後不服申請を行い審査が進んでいたが、一〇月に参与会に於いて、組合側の主張している事実が充分に理解されていないことや、医証の不充分性などが一定

明らかになつた。

そこで日放労として改め  
て正式に申請代理人となる  
とともに、本格的な主張を  
展開すべく、審査の凍結を

要請したものである。尚、  
十一月二七日には、安全セ  
ンター及び医師による現場  
調査も行われた。

(ニュース)

尼崎

## 11/1 労災法関西総決起集会

25団体 200人参加

十一月一日「労災法改悪  
に反対する関西緊急連絡会  
議」は、尼崎小田地区会館  
で関西総決起集会を開催し  
た。関西各地より参加者が  
あり、参加二五団体、二〇  
つた。

○名にのぼった。

主催者挨拶の後、社会党  
大阪府本部、全国じん肺患  
者同盟など、七団体からの  
げき電が披露され、各団体  
からの決意表明に入りつた。  
労組代表として、全港湾関  
西地本、医療被害者団体と

して斎藤病院被害者の会な  
ど労災被災者団体以外から  
も力強い決意表明がおこな  
われ、地元尼崎からは尼崎  
労安対がアピールをおこな  
り、参加二五団体、二〇  
つた。

十一月四日から六日にか  
け、労災法衆院通過糾弾、  
参院通過阻止をかけて、連  
続三日間開催されたが、被災  
者の座り込み闘争がおこな  
われた。関西からも代表が  
交替で参加し、昼夜わかつ  
ず四日間通して延べ二〇〇  
人の参加で座り込みが貫徹  
された。

○改悪労災法案は衆議院を

通過し、参議院社会労働委  
員会に提案されようとする  
時期であり、最後の力をふ  
りしほって参院通過を阻止  
しようとの集会決議が読み  
上げられ、団決ガンバロー  
を三唱して総決起集会の成  
功を勝ち取った。

十一月四日から六日にか  
け、労災法衆院通過糾弾、  
参院通過阻止をかけて、連

先の 11月 27・28 日に  
日労省前で被災者・労働

者の座り込み闘争がおこな  
われた。関西からも代表が  
交替で参加し、昼夜わかつ  
ず四日間通して延べ二〇〇  
人の参加で座り込みが貫徹  
された。

7

東京

## 労災法 反対闘争

法改悪反対闘争の中で途  
中から参加してきた全施労、  
新産別の労働者も加わり、  
また労働省に要請行動にき  
た高知の全施労の女性と交  
流をするなど、四日間の座  
り込み闘争の中で闘う労働  
者同志の交流が深まり、闘

大阪

敗北感よりも  
闘志

## 関西緊急連が 総括会議

十一月二二日、労災保険法改悪に反対する関西緊急連絡会議は、改悪法案国会成立という情勢の下で初め

薄く、被災者が闘争の主体となり切れたことや、他の被災者団体・労災原告団と共闘交流の拡大など積極的な面が評価されているのが特徴といえる。

南大阪

## 運営委第4回総会開催 大和病院分会支援等を決議

十一月八日、南大阪労働者診療所運営委員会は、港区の港湾福祉センターに於いて第四回目の総会を開催

診療所は、今年四月に医療法人「南労会」となり、名実ともに地域労働者の医療所内のパート労働をめぐ

### ・南大阪労働者診療所・

療機関となつたが、その後初めての総会である。

総会では、労災保険法改悪反対闘争、認定闘争・運動療法などの労職闘争、健診部・分析センターの活動などの総括を行なつたが、一部所内労働者の誤った傾向」について、つまり診

て、全金田中機械支部への支援、大阪地域合同労組大和病院分会への支援など、三つの決議案を採択した。

東京

## 改悪労災法

## 労災審闘争を確立 全国連絡会議

十一月二六日、東京全国セメント会館に於いて、労災保険法改悪に反対する全国連絡会議の代表者会議が開催され、「調整条項」を

る問題について、一部の会員から幹事会原案への反対意見も出されたが、圧倒的に多数で原案通り確認された。また、総会の特別決議とし

て骨抜きにすべく、政省令化段階での闘いに向け、全国連としてのアピールを出すことを決定した。また、労災保険審議会に於ける「調整基準」をめぐる審議が来年から開始されることから、再度闘争体制を確立していくこと、及び十二月四日から行われる総評日本労働者安全センターの研修会へも参加して、労働組合との協力を強くしていくことを確認した。

骨抜きにすべく、政省令化段階での闘いに向け、全国連としてのアピールを出すことを決定した。また、労災保険審議会に於ける「調整基準」をめぐる審議が来年から開始されることから、再度闘争体制を確立していくこと、及び十二月四日から行われる総評日本労働者安全センターの研修会へも参加して、労働組合との協力を強くしていくことを確認した。

西大阪

佳節別債金國爭

十一月八日、三木、土屋 委対策によつて、会社側を

別賃金事件地労組は、個人問題で、池野氏に対する会社側反対支援者は闘争の勝利を確信

しかし生電の社長は、闘団組織の会長でもある龜井であり、独立資本の因子にかけても救済命令が

卷之三

この日も傍聴席は五〇名  
近い支援の労組員・市民で  
うめ尽くされ、また、池野  
氏の迫力ある証言によつて、  
会社側は終始押されっぱな  
**大阪**  
・被災労

十一月二二～二三日にかけ、南大阪労働者診療所で、被災労働者全国協議会の運営委員会が開かれた。

# ・被災労働者全国協議会・

## 新たに愛知の仲間が 合流

スもあり、今後、組織拡大の面でも努力していくこうと全員で確認して運営委員会を終了した。

治的な圧力を今後強めてくることが充分に予想される。地労委は一日の最終陳述を以て結審し、いよいよ命令という段階へと進行する

第一回は、神戸診療所の山崎氏に「職場（社会）復帰」の問題について講演をお願いし、各地の報告も交えて学習をおこなつた。

二日目は、労災保険法改

第一日目は、神戸診療所の山崎氏に「職場（社会）復帰」の問題について講演をお願いし、各地の報告も交えて学習をおこなった。

愚反対闘争の実情をおこなは  
て、国会を費し、労働省前座  
り込み行動など、全国協と  
して統一的に反対闘争に取  
組む。一方で、各都道府県  
連絡会議が開催され、愛知県  
連絡会議が開催され、一日組織をして  
結成され、全国連絡へ参加して  
きたところ、喜ばしくニュー

スもあり、今後、組織拡大の面でも努力していくこうと全員で確認して運営委員会を終了した。

広島・神戸・大阪・愛知・  
神奈川・東京の代表が参加  
し、二日間にわたって熱心  
な討論がおこなわれた。

西宮

# 第2回 労災職業病闘争— — 學習交流会を開催

の西田、西宮市仁川で、全港湾関西地方本部労災職業病対策委員会主催による労災・職業病闘争学習交流会が開かれた。各支部毎の闘争の交流と学習を地方本部全体で行う学習交流会は、今年で二回目となり、各支部の安全衛生活動の担当五〇名で行われた。

中央本部伊藤氏より、労災保険法改悪阻止闘争の経

環境調査等を中心に、中央本部の闘争方針が報告され次に松浦診療所健診部の大野氏より、この間全国で取り組まってきた粉じん職場環境調査について、その意義や方法が八ミリ上映で詳しく説明された。

各支部毎の闘争報告のあと、交流が行われた。

太田助教授により、港湾労働による健康障害について運動器やじん肺を中心に、歴史的な経過、港湾労働・職場環境との関連、職業病のとらえ方等わかりやすい講演が行われた。また松浦診療所健診部渡辺氏より、地本で取り組まれている健康診断の報告、来年度から取り組まれるじん肺健診の説明が行われ、更に健康管

全焼類全国糸ジノ調査  
広島焼でも取引は始める

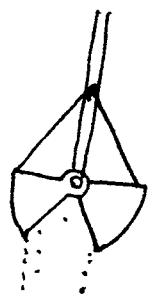
全港湾中央の決定に基づいて、全国的に港湾職場の粉じん調査がおこなわれてゐるが、広島港に於いても診療所の共同作業で粉じん調査がおこなわれた。九月二六日・二九日と、広島労職研・南大阪労働者調査がおこなわれた。

九月二六日・二九日と、  
広島労職研と全港湾の手で  
予備調査がおこなわれ、一  
月一七日本調査に入り、  
了。測定機器など広大公衆

衛生の協力も得て、総勢九  
人の調査体制で取り組まれ  
た。職場は、本船から小さ  
い船へ穀物や肥料をバケッ  
トで積みかえる作業で、バ  
ケット積みのため、バケットか  
らこぼれる量も多く、かな  
りの粉じんがあることがわ  
かつた。

10-

これを機会に全港湾との交流を深めていくことにしている。



## 大阪

### 原発内労働被曝に

#### マジで学習会

##### 「関西研究者交流会」

十一月二九日、午後四時から南大阪労働者診療所において「関西研究者交流会」が開かれた。

今回は、最近新聞などで話題になつてゐる原発問題に焦点をあて、阪大理学部岡村先生に「原発問題をめぐって」と題して講演をしていただいた。

岡村先生は、日本で初の原発内被ばく労働裁判をおこしている岩佐さんの闘いを最初から支援しておられた方で、日本に於ける労働

者被ばくの実態、アメリカでの海軍造船所での白血病死が増えてることなど、豊富な資料をもとに放射線による労働被ばくの実態を話された。

この調査は、前回八月三一日に行つた同調査によりかなり高濃度のマンガン粉じりの存在が明らかにされた。この調査が、少しあまり粉じん量（濃度）については決定的なものとなることも明らかである。大

阪労基局は、日本で初めてこの学習会の内容をパンフレットにまとめ、ひとつの成果として発表することにしており、現在、パンフ作成の準備が併行して進められていく。この認定問題について、有利な情勢を生かして、全

支部名村分会は安田氏のマンガン中毒労災認定闘争に関連して、高槻市の治水工場を借りて、松浦診療所健診部とともに、第二回目のモデル粉じん調査を行つた。そして今回の調査が、少しあまり粉じん量（濃度）については決定的なものとなることも明らかである。大

阪労基局は、日本で初めてこの認定問題について、有利な情勢を生かして、全

阿倍野労基署は未だ労基局へのりん伺を正式には行つ

ていないものの、話し合いでいる。局側は、極めて整理された組合側の主張に今のところ全く反論できない状況にある。

この認定問題について、有利な情勢を生かして、全

## 南大阪

### マンガン中毒認定闘争 2回目の粉じん調査実施

#### ・全港湾建設支部名村分会・

大阪

# 人民医療に学ぶ会

## 第七回例会を開催

十一月三〇日、南大阪労働者診療所において、第七回人民医療に学ぶ会が開催され、各地から約四〇名が参加した。前回六回の会合に於いて、労災職業病闘争を当面の先進的医療運動の共通課題として、労働運動提案があり、大阪や神奈川での労医提携の経験と実績を普遍化することの必要性が主張された。そして、この点を踏まえて、当面の問題として、医療情勢の分析及び戦後の民医連運動の総括を急ぐことが確認された。

今回の会合に於いては、

主に医療情勢の経済的側面についての報告が松浦医師され、各地から約四〇名が参加した。前回六回の会合に於いて、労災職業病闘争を当面の先進的医療運動の共通課題として、労働運動提案があり、大阪や神奈川での労医提携の経験と実績を普遍化することの必要性が主張された。そして、この点を踏まえて、当面の問題として、医療情勢の分析及び戦後の民医連運動の総括を急ぐことが確認された。

十一月三〇日、南大阪労働者診療所において、第七回人民医療に学ぶ会が開催され、各地から約四〇名が参加した。前回六回の会合に於いて、労災職業病闘争を当面の先進的医療運動の共通課題として、労働運動提案があり、大阪や神奈川での労医提携の経験と実績を普遍化することの必要性が主張された。そして、この点を踏まえて、当面の問題として、医療情勢の分析及び戦後の民医連運動の総括を急ぐことが確認された。

主に医療情勢の経済的側面についての報告が松浦医師は以下の通りである。  
 ①医療の當利化の一層の進行と  
 独占資本の医療産業への進出、  
 ②財政赤字の進行と健保改悪、  
 ③医療による人民管理の進行、  
 ④海外侵略のための医療、  
 ⑤医療従事者の動向（一、若年医師層の流動化傾向の増大二、開業医層の危機感の増大）

これらの分析について更に討論を進めるとともに、次回は戦後民医連運動の総括を重点にした討論を行うことを決めている。

此花

# 労働法規連続学習会

## ●此花労働者センター・ト

此花労働者センターでは、な外部からの相談体制を敷き、会員を中心として、労働者に相談に充分に応える権利問題について正しい認識を深めるべく、労働関係法規についての連続学習会を行うことを決めた。

第一回目の十一月九日（労災保険、年金、健保、雇用保険、生活保護等について）には、労働基準法についての学習がスタートした。この学習が組まれている。

これは、センターが日常的に

原発内労働被曝訴訟署名運動をすすめよう！

日本原子力発電株式会社は、岩佐氏が敦賀原発で被曝した事実を認め、誠実に一切の責任を果せ

下さい。すぐによ送りします。

署名用紙は安全センターまで御一報



# 年末カンパへの御協力のお願い

今年の二月、政府・労働省は、労災保険と民事損害賠償の調整という労災保険法の改悪法案を国会に上程しました。安全センターは、全国の被災者・労組・労災職業病の原告団等と協力して強力な反対闘争を共に担い、五月には一たんは廃案に追い込むというかつてない大きな成果を上げることができました。しかし、六月の総選挙に於ける自民党勝利という情勢の下、先の臨時国会で同改悪法案は、ついにその成立を許すことになったのです。

しかし敗北したとはいえ、闘いの中で生まれてきた新しい交流や共闘は、これまでにない大きなものであり、今後の諸闘争への大きな原動力となると思ひます。

関西労働者安全センターも設立八年になりますが、今後とも更に組織の拡大と運動の発展のため尽力する決意であります。経済的にはどこも厳しい状況であることは思いますが、年末カンパを訴える次第であります。また、機関誌・会費等未納の場合には早急に納入されるよう、併せてお願ひ致します。

一九八〇年一二月四日

関西労働者安全センター

大阪市大淀区本庄東通三丁目土三和ビル  
TEL(06) 374-1291



昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

関西労災職業病

11月号(通巻79号)

昭和55年11月20日発行

(毎月一回20日発行)

## 収入

会費	323,400
機関誌	95,885
カンパ	135,200
その他	30,550 ··· ①
計	585,035

## 支出

事務費	57,457 ··· ②
活動費	52,694 ··· ③
郵送料	34,005 ··· ④
資料代	21,800 ··· ⑤
機関誌	34,400 ··· ⑥
人件費	190,000 ··· ⑦
その他	201,000 ··· ⑧

## 10月分会計報告

①岩佐支援、関西緊急連立替分戻し  
広告料

10月の收支 - 6,321

11月への操越 + 1,662,029

計 591,356

②家賃・共益10月、ガス9月、新聞10月

③社保8月、④9月、交通費、比花センター  
11月分担金等

④振替手数料を含む

⑤緊急連パンフ等

⑥№76印刷代

⑦常任事務局10月分

⑧関西緊急連貸付 (160,000)  
被災者全国協パンフ立替 (41,000)

### ■表紙写真

粉じん調査が行われた  
広島港における荷役作業



## 早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株)千里印刷 06-351-1127**

大阪市北区天満橋3-5-28